

長岡市議会事務局議会総務課ソーシャルメディア運用ポリシー

長岡市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、長岡市議会事務局議会総務課が運用するソーシャルメディアの運用ポリシー（以下「運用ポリシー」という。）を次のとおり定めます。ご利用にあたっては、下記の内容を確認し、同意いただいた上でご利用ください。

1 運用するソーシャルメディアの種類

YouTube

2 アカウント名、URL及びアカウント管理者名

- (1) アカウント名：長岡市議会
- (2) URL：https://www.youtube.com/channel/UCCTPXjliQmDyTKz3F_RqiLQ
- (3) アカウント管理責任者名：長岡市議会事務局議会総務課長

3 情報発信の目的

YouTubeを利用して議会活動及び市政に関する情報を発信することで、効率的かつ効果的な情報の拡散を図るため

4 掲載内容

- (1) 長岡市議会の定例会、臨時会、常任委員会、特別委員会の録画放送
- (2) その他、議会総務課が必要と認めた情報

5 運用時間

原則として平日の8時30分から17時15分までとします。ただし、必要に応じてこの時間帯以外にも発信することがあります。

6 コメント等への対応

利用者からのコメント等に対しての個別対応は、原則行いませんので、あらかじめご了承ください。ご質問等がある場合は、直接担当部署にお問い合わせください。

7 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、議会総務課が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、投稿の削除その他の必要な措置をとることができるものとします。

- (1) 長岡市議会、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (3) 他者に成りすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介などを含む）
- (5) 著作権、商標権、肖像権等の知的財産権を侵害するおそれのある行為

- (6) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為
- (7) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為
- (8) 長岡市議会、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (9) その他議会総務課が不相当と判断した行為

8 知的財産権の帰属

掲載している個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、長岡市又は長岡市以外の原権利者に帰属します。

9 免責事項

- (1) 長岡市議会は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 長岡市議会は、利用者が掲載情報を利用し、又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 長岡市議会は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 長岡市議会は、利用者間、又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 議会総務課は、予告なしに掲載した情報を変更し、若しくは削除し、又はサービスの運用を中断し、若しくは中止することがあります。

10 個人情報に関する取り扱い

サービスを通じて長岡市議会が提供を受けた個人情報については、「長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）」に基づき、適切に取り扱います。

11 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、議会総務課が別途定める場合を除き、本ページ上に掲載した時点から、効力を生じるものとします。

【お問い合わせ】

長岡市議会事務局議会総務課

電話：0258-39-2244 F A X：0258-32-0827

メールアドレス：gikai@city.nagaoka.lg.jp